令和７年度　第１回大島町農業委員会総会議事録

令和７年度定例大島町農業委員会が、令和７年４月２４日（月）午前１０時より大島町役場３階第３会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

1、山本政一　2、笠間隆夫　3、五十嵐初代　4、島村春彦　5、三田一也
6、中拂晶　7、鎌原道夫　8、向山吉昭　9、中山定彦　10、新保鐵雄
11、中村冨長

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

1、澤田波夫

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員　欠席無し　　推進委員　欠席無し

4、出席職員は次の通り

坂上智彦　産業課長
山田貴訓　農業係長
河西健知　主事

5、付議された案件

日程第１：「令和６年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「令和７年度の目標及び達成に向けた活動計画(案)」について
日程第２：農地の権利移動の許可について
日程第３：その他

6、本日の書記は次の通り

河西健知　主事

事務局（河西）初めに、先日、臨時総会にて大島町農地利用最適化推進委員に委嘱されました澤田波夫さんについて、辞令交付を行います。それでは、前にお願いいたします。

澤田推進委員　はい。

中拂議長　委嘱状。澤田波夫殿。大島町農地利用最適化推進委員を委嘱いたします。令和７年４月１日大島町農業委員会会長中拂晶。よろしくお願いします。

中拂議長　それでは令和７年度第１回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は１１名中１１名、欠席委員は０名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。なお推進委員の方は１名中１名参加していただいております。それでは本日の日程につき

ましてお諮りいたします。お手元に配付している日程表の通りといたしますが、ご異議ございませんか。

（～異議なしの声　多数～）

中拂議長　ありがとうございます。異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第４１条に規定する議事録署名委員は１１番委員と１番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局の河西氏を指名いたします。それでは、日程第１「令和６年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案)」及び「令和７年度の目標及び達成に向けた活動計画（案)」についてです。事務局から報告をお願いします

事務局（河西）はい、説明させていただきます。令和６年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価に基づき、令和７年度の目標及びその達成に向けた活動計画を設定いたしました。こちらは毎年行っているものなので、各自ご確認いただければと思います不明な点や訂正等あればお伝えください。

中拂議長　ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に関連して発言のある方は挙手ねがいます。

（全員　挙手なし）

中拂議長　よろしいですか。それでは目を通していただいて後日でも構いませんので、何かありましたら事務局の方に問い合わせてください。よろしくお願いいたします。それでは日程第２、農地の権利移動の許可について、ついて議案第１号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局（河西）農地の権利移動の許可について、議案第１号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲－▲－▲、○○、▲▲歳。譲渡人は□□▲－▲－▲－▲▲、○○、▲▲歳。申請地は、□▲－▲▲－▲面積は▲▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○より申請地を有償にて取得し、椿を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者▲名です。労力状況につきましては、労働力男▲名、女▲名。既存の農業機械等は耕運機、草刈り機、ダンプカー、ユンボです。次のページをご覧いただきますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□から□□に入り約▲▲m直進した所に位置します。説明は以上です。

中拂議長　ありがとうございました。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足説明等ありましたらお願いいたします。

島村委員　はい。

中拂議長　はい。４番。

島村委員　先日、現地視察をしてきまして、中拂会長と鎌原さんと事務局で現地を見たところ、椿が植わっておりまして、果樹の栽培もしている状況で、綺麗な状況であります。以上です。

中拂議長　これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います

笠間委員　はい。

中拂議長　はい。２番。

笠間委員　　この人すでに他でもこういうことをやっているんですか。これだけ広い土地を常時▲名が従事しているというふうにありますが。

事務局（河西）そうですね。〇〇の方が申請している土地で、概ねそうですね。こちらもすぐに農業できる準備もありまして、管理等も〇〇の方がよく行っている状況なので、特段荒れてしまうとかそんな心配はないところかなと思っております。

笠間委員　　他の土地でもやってるの、その椿栽培は？

事務局（課長）代わって説明します。場所としては□□の□□。そこに隣接している土地で〇〇さんが椿栽培やられています。面積の方はちょっとはっきり把握していないんですけど。ハウスも持っています。

笠間委員　　それで規模を拡大していこうというふうに。

事務局（課長）そうです。

笠間委員　　わかりました。

中拂議長　　他、何かご意見ありますか。はい。４番。

島村委員　　〇〇さんが申請になるんですけど、この方が実際に農地取得されるっていう認識で大丈夫ですか。

事務局（河西）はい。

中拂議長　　はい。８番。

向山委員　　これ今回のあれは３条申請だから。それで面積も約▲あるし、放棄地にならないように、やってもらったらいいと思いますよ。ほいで、もし問題があれば、また後でね、一緒に指導していけばいいと思いますよ。あとこれ元のあれだと、もともと持っとる人はあれですよ。▲▲歳ですよね。今回の▲▲歳だから、若いから頑張ってやってもらいたいですよ。違反転用やっているとかそういうことではないと思いますのでね。後々それで問題となったら指導していけばいいわけですよ。耕作放棄地、防止のためにもいいんじゃないかと思いますよ。

中拂議長　　はい。よろしいでしょうか。何か他に質問ありますか。それではその後のことということになりますと、毎年行っている利用状況調査等でしっかりと見ていくということでよろしいでしょうか。他に何かご意見なければ、採決に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

（全員　はい）

中拂議長　　はい。日程第２、議案第１号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成　多数）

中拂議長　　はい。賛成多数ということで承認されました。

中拂議長　　続きまして、議案第２号、上程いたします。事務局事務局より説明をお願いいたします。

事務局（河西）はい。農地の権利移動の許可について議案第２号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲－▲▲－▲▲－▲▲、〇〇、▲▲歳。譲渡人は□□▲－▲－▲－▲▲、〇〇、▲▲歳。申請地は、□□▲▲番▲▲面積は▲▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇より申請地を有償にて取得し、野菜類を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者▲名です。

労力状況につきましては、労働力は女▲名です。次のページをご覧いただきますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□から□□、手前の道に入り約▲▲m直進した所に位置します。説明は以上です。

中拂議長　ありがとうございました。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足説明等ありましたらお願いいたします。

島村委員　はい。

中拂議長　はい。４番。

島村委員　先ほどの議案と同じ日にこちらの方の見に行きました。現地につきましては、野菜などを作っておりまして、とても綺麗な状況であります。以上です。

中拂議長　これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。

笠間委員　はい。

中拂議長　はい。２番。

笠間委員　今現在も野菜を作ってるの？

島村委員　そうですね、見た感じ、ネギが植わってますね。防風ネットでなんかで囲ってなんか、かなりすごい、全然綺麗な状態で、▲▲坪ぐらいだと思うんですけれども、植えている状況でありました。

笠間委員　この人通いでやるんですかね？

事務局（河西）まだ。〇〇さんがご年齢が若いので、定年退職を迎えるまでの間、先に農地を取得しておいて、その間、農地は大島に知人がいるらしいので、その知人の方に管理をしていただくというふうに聞きました。

笠間委員　はい。

中拂議長　はい。私からも。綺麗な畑でした。周りがキョンネットが張ってあって防御がしてあって、先ほど４番委員さんが言ったように、ネギとあとなんかちょっと、もう１つ埋まってましたけど、もう、すぐにでも何でも植えられる状況でした。すいません。一言。

中拂議長　他に何かありますでしょうか。

（全員　挙手なし）

中拂議長　よろしいでしょうか。それでは、採決に入らせていただきます。

中拂議長　日程第２、議案第２号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員　挙手）

中拂議長　全員賛成ということで、議案第２号については原案通り承認されました。

中拂議長　続きまして、日程第３、その他についてですが、事務局から何かありますか。

事務局（河西）はい。先日の臨時総会で大島町の農地部会農政部会のお話があったかと思います。その上で、きちんとしたご説明ができなかったので、この場をもちましてご説明ができたらと思います。まず、この農地部会農政部会についてなんですけれども、大島町がこちらは法定部会ではないため、大島町独自で取り決めをしているそうです。他の自治体では、農業委員の数が非常に多いため、決裁権限を農地部会農政部会に移譲する形で運用をしているそうです。その中でも大島町としては、農地部会では必要に応じて農業の関係機

関に具申などをしています。農政部会に当たりましては、農業委員会農業委員会だよりの作成などを行っております。農地部会農政部会の説明は以上になります。

事務局（河西）改めまして本日、農地部会農政部会を決定したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

中拂議長　それでは、一旦休憩に入ります。

（～休憩中～）

中拂議長　休憩を解きます。再開します。それでは農政部会につきましては、部会長を島村委員とし、部会委員は五十嵐委員、新保委員、山本委員、三田委員の合計５名。農地部会につきましては、部会長を鎌原委員とし、部会委員は向山委員、笠間委員、中村委員、中山委員の合計５名としたいと思いますが。よろしいでしょうか。

（全員　はい）

中拂議長　それでは他に事務局から何かありますか。

事務局（河西）はい。先日ですね東京都農業会議さんの方から、農業新聞の購読の案内のお手紙がきましたので、もし、ご興味がある方はぜひご購読の方よろしくお願いいたしまの方よろしくお願いいたします以上になります。

中拂議長　他に事務局から何かありますか。

（事務局　なし）

中拂議長　特にないようですので、これをもちまして第１回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会　委員

大島町農業委員会　委員